

## 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）

### （趣 旨）

次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援する。（平成17年度創設）

### 1. 支援内容

平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」に掲げる重点事業を中心に、各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する事業の実施に必要な経費について、毎年度の事業計画全体を対象に、一定の算定基準に基づき交付するもの。

### 2. 事業対象

(1) 「子ども・子育て応援プラン」において具体的数値目標を定める事業等、重点的に推進する事業【特定事業】

- ・ 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・ 育児支援家庭訪問事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）
- ・ 延長保育促進事業

(2) 市町村において地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組等【その他事業】

- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（新規）
- ・ 地域における仕事と生活の調和推進事業（新規）
- ・ へき地保育所
- ・ 家庭支援推進保育事業 など

### 3. 実施主体 市町村

### 4. 交付金の算定方法

2(1)に掲げる事業については、各事業ごとに事業量や取組内容に応じポイント化、2(2)で対象となる取組については、各市町村の児童人口規模や事業内容を考慮の上ポイント化し、これらの各市町村ごとの合計ポイントを交付金総額に掛けたものを、全市町村の総ポイントで除して、各市町村への配分（交付）額を算出する。

### 5. 交付の方法

個別事業ごとに交付する金額を決定するものではなく、事業計画を総合的に評価し、その事業計画の実施に必要な経費に対して交付する。

### 6. 交付金の使途

交付された額の範囲内で、毎年度の事業計画に定めるいずれの事業に充てるかは各市町村の判断による。

### 7. 予算額(交付金全体)

	平成19年度	平成20年度(案)
予 算	36,500,000千円	37,500,000千円

## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（案）

### ①趣 旨

市町村において、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークの関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

### ②事業内容

#### ア 基本事業

- ・調整機関に職員を配置する市町村に対し、専門性の向上を図る取組を行う場合に交付する。

#### (ア) 職員の配置

調整機関に、専任職員（非常勤職員等を含む）を原則として配置すること。

なお、専任職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において、業務量に関わりなく調整機関の業務以外の、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に携わっている者であっても差し支えないものとする。

#### (イ) 取組内容

(ア)の職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

- a 配置職員が児童福祉司と同様の資格の任用要件を満たしていない場合
  - ・別添1のaの「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。
- b 配置職員が児童福祉司の任用要件を満たしている場合
  - ・別添1のbの「更に児童虐待への専門性を向上させるための研修」を受講させる。

#### イ 付加的事業

アの基本事業に加えて、次の(ア)～(ウ)の取組を行う市町村に対して交付する。

(ア) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

地域ネットワーク構成員に対し、

- a アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招聘し、児童虐待対応についての共有認識と役割分担等の効果的な運営手法についての研修会・講習会などを開催する。
- b 地域ネットワークの個別ケース検討会議又は実務者会議に、アドバイザーとして学識経験者等を招き、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける。
- c 他市町村の地域ネットワークと情報交換会等を開催し、効果的な運営手法や個別ケースについての支援方法及び進行管理等について充実強化を図る。

(イ) 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組（別添2参照）

地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業並びに母子保健法に基づく訪問事業をいう。）が、次のとおり連携した取組を行う。

- ・地域ネットワークの調整機関が育児支援家庭訪問事業の中核機関となり、地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、育児支援家庭訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う。
- ・生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う。

なお、生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）と母子保健法に基づく訪問事業は、各々併せて実施することが可能である。

(ウ) 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、次の取組を行う。

- a 地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う。
- b 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についてのマニュアルや援助事例集、または社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る。

### ③交付の条件

#### ア 基本事業

- ・調整機関に一定の専門性を有した職員の配置を促進する取組  
②のアの(イ)のa又はbの研修を受講した人数に応じて、1人あたり0.4ポイントを交付する。

#### イ 付加的事業

アの基本事業の実施を要件とし、次の(ア)～(ウ)の取組を行った場合に、各々ポイントを加算する。

- (ア) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組  
イの(ア)のa～cのいずれかを実施する場合に、1市町村あたり3.3ポイントを交付する。
- (イ) 地域ネットワークと訪問事業との連携強化を図る取組  
イの(イ)を実施する場合に、1市町村あたり3.6ポイントを交付する。
- (ウ) 地域住民への周知を図る取組  
イの(ウ)のa、bのいずれかを実施する場合に、1市町村あたり3.2ポイントを交付する。

a 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）

○児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会  
⇒社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する  
「児童福祉司資格認定通信課程」

○児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会  
⇒都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」

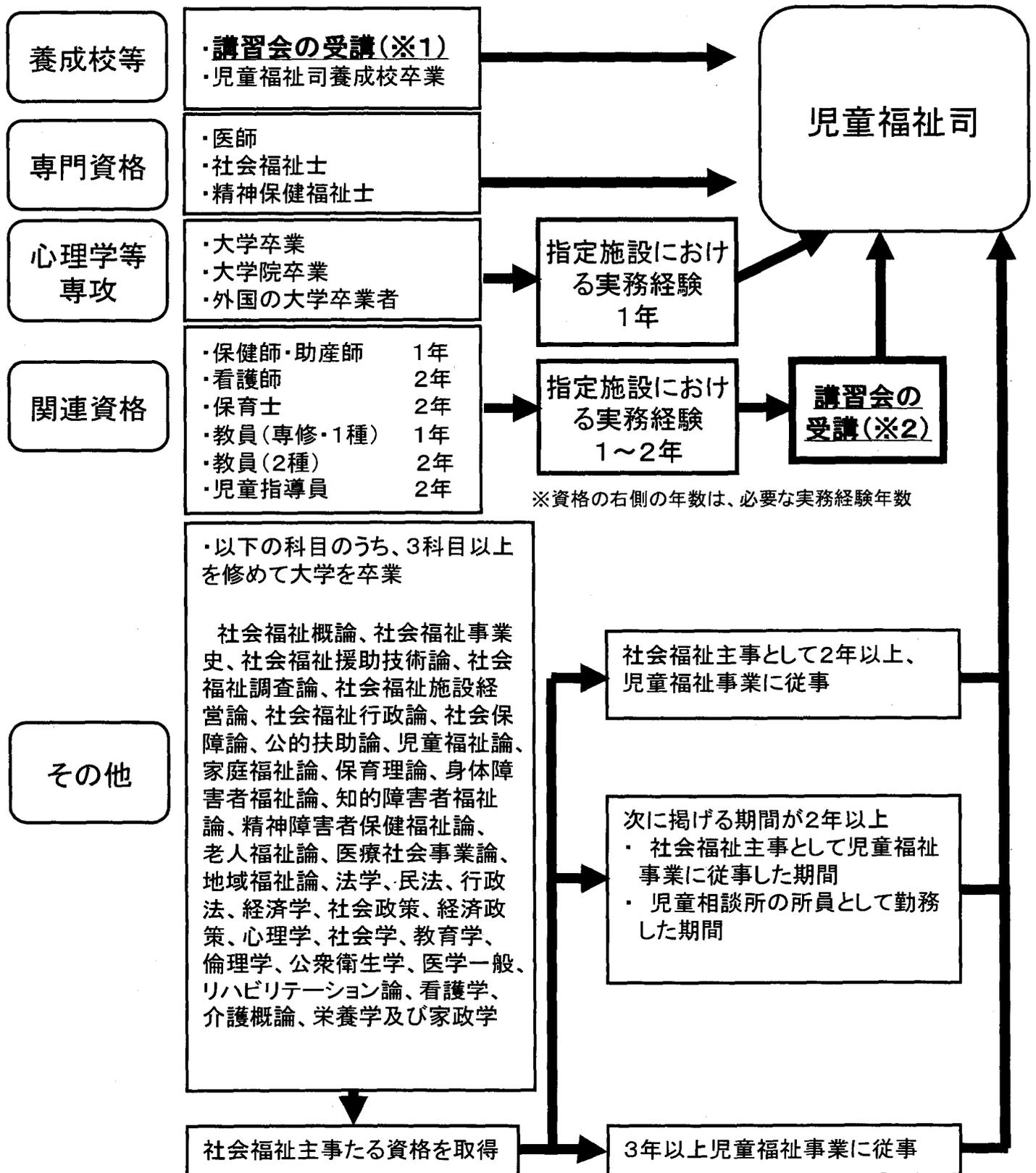
b 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修

○子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）  
が実施する研修

- ・地域虐待対応アドバンス研修
- ・テーマ別研修（親への支援、児童虐待に関する諸問題）

○その他、都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

# 児童福祉司の任用資格要件及び講習会について



**【講習会】**

※1 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会  
 ○児童福祉司認定通信課程  
 (実施主体:社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院)

※2 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会  
 ○都道府県が行う児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)

## 指定施設の範囲

- 指定施設の範囲は、福祉に関する相談援助をその業務とする社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格を得るための実務経験の場として認められている施設その他厚生労働大臣が適当と認める施設とする（児童福祉法施行規則第5条の3）。具体的には、以下の施設が該当する。

### 1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 地域保健法の規定により設置される保健所
- 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- 医療法に規定する病院及び診療所
- 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター及び精神障害者社会復帰施設
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
- 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
- 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
- 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉センター
- 介護保険法に規定する介護保険施設
- 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

### 2. 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 精神病院
- 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
- 保健所
- 地域保健法に規定する市町村保健センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター及び精神障害者地域生活援助事業を行う施設
- 前五号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

### 3. 上記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

- 保育所
- 乳児院

※ 児童福祉司の任用資格要件を満たすためには、指定施設において、福祉に関する相談等の業務に従事していることが必要であり、その具体的な範囲は、下記の通知によるものとするほか、別途通知する。

①指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日 社庶第29号）

②精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日 障精第0520001号）

# 地域ネットワークと訪問事業との連携強化(イメージ)

